

# 栃木県道路交通法施行細則(運転者の遵守事項)の一部改正について(例規通達)

(昭和54年7月25日)

(栃交企第988号・栃交指第497号・栃交規第1068号・栃運第1363号栃木県警察本部長通達)

近時、緊急自動車以外の自動車が赤色燈を点滅させ、あるいはサイレンを鳴らして通行することにより、他の交通に無用の危険・迷惑を及ぼしている事案が見られる。

これについては、自動車の屋根に赤色燈を点燈して走行した場合、道路交通法第62条(整備不良車両運転)違反として措置しているが、サイレン音については、これを規制する規定がなく、また、赤色燈についても一部の形態(マグネット着脱式の場合、あるいは手に持つて外に出している場合等)によつては道路交通法第62条の適用に疑義があるところがら、これらの危険・迷惑行為を措置するため公安委員会規則に運転者の遵守事項としてこれに関する規定を加えたので改正の趣旨及び要点等について部内及び県民に周知徹底を図りこれらの交通指導取締りに遺憾のないようにされたい。

## 記

### 1 改正の要点

緊急自動車以外の自動車が緊急自動車の警光燈と紛らわしい燈火を点燈したり、サイレン音等を発して運転することを禁止したものである。

### 2 改正細則の運用等に関する留意事項

#### (1) 追加規定の解釈

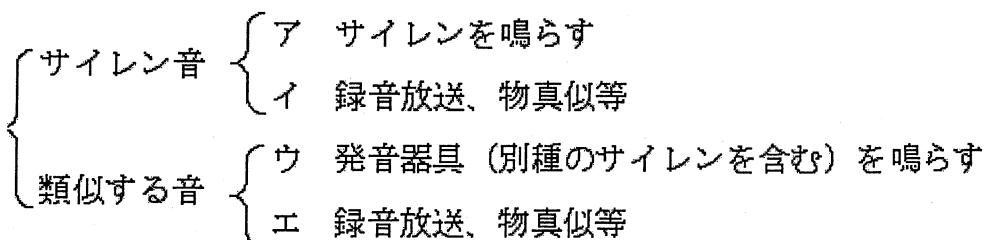
##### ① 「サイレン音」

「サイレン音を鳴らす」とは行為主体の側から規定した表現であるが、「サイレン音」とは音の出された状態あるいは聞き手の側から規定した表現である。よつて、サイレンを鳴らした場合に限らず、テープに録音して流す場合とか物真似発声する場合等音を出す方法は問わないものと解する。

##### ② 「これに類似する音」

現在国内で用いられているサイレン音に似通つた音を意味する。アメリカン・パトロールの如く外国の緊急自動車の音などはこの一例である。ただし、鐘、鑼、ミュージックホール、警音器の音は、「類似する音」には含まれないものと解する。

##### ③ これをまとめると



サイレン等を鳴らすことの禁止では、ア・ウの場合しか捕足できないが、サイレン音等の禁止だとイ・エの場合も包括して捉え得る。

#### ④ 「発しないこと」

「発する」とは、「出す(内にこもつているものを外へ遣る)」との意で(広辞苑)、軽犯罪法第1条第14号の規定が参考になる。

「公務員の制止をきかずに入声、楽器、ラジオなどの音を異常に大きく出して静穏を害し近隣に迷惑をかけた者」

- ⑤ 「運転するとき」  
運転走行中に限らず停車及び駐車時も含む。駐停車を含む一連の運転過程の全部を指すが、長時間駐車している場合のように「運転」とは解されない状態は除かれることになる。その場合は、前記軽犯罪法の規定で対処することとなる。
  - ⑥ 違反の主体  
車両等の運転者である。運転者以外の同乗者がサイレンを鳴らした場合等においても運転者の支配下における違反として運転者自身の責任を問擬できることは、運転者の遵守事項に関する他の規定の解釈と同じである。
- (2) 指導教養及び広報の徹底  
改正内容は、全職員に改正の要点、内容及び運用の留意事項に関する指導教養を徹底するとともに、運転者講習会等各種会合等を活用し改正の趣旨等の周知徹底を図ること。
- 3 改正された細則  
栃木県道路交通法施行細則の一部を改正する規則は、別添のとおりである。